

総合科学技術会議生命倫理専門調査会

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)に対する意見

2004年2月20日

日本弁護士連合会

第1 はじめに

医科学技術の進歩は、これまで我々に様々な恩恵をもたらしてきた。

しかし、胚、胎児、人や死者、人体の一部やそれらの情報などを対象とする医科学技術の急速な進展は、人間の尊厳を侵す危険性をも有している。

それゆえ、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）は、これまで医療現場における医師と患者の関係、生殖補助医療のあり方についての調査研究を続け、提言も行ってきたところであり、また昨年（2003年）10月に開催された人権擁護大会においては、人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究についてのシンポジウムを開催し、それらのルール策定を求める決議も採択したところである。

ところで、今般、総合科学技術会議生命倫理専門調査会が、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（中間報告書以下「中間報告」という）を発表した。

これは焦眉の課題と言われている人胚、殊に人クローン胚の「利用」の可否につき調査会が2年余りをかけて行った議論をまとめたものであるとされ、社会に対し問題提起を行ない、社会的議論を喚起しようとしたものである。

しかしながら、この中間報告自身が認めているとおり、この報告は議論の出発点にすぎず、この報告によって何らかの結論が得られたとは到底評価できない。報告内容をもみても賛成意見・反対意見が単純に要約され、列挙されるにとどまっており、いかなる議論がどのようになされたのかが理解しにくい。そのような形式の上で「委員の大多数の見解は」などと整理したのでは今後の議論をミスリードする恐れなしとしない。

そこで日弁連は、昨年の人権擁護大会シンポジウムの成果及び採択された決議を踏まえ、中間報告に対する意見を述べるものである。

第2 総論として重視すべき視点

1 はじめに

中間報告は、突然「ヒト受精卵」「特定胚」「人クローン胚」などを論じ、その「倫理的位置づけ」「…作成・利用に関する科学的必要性」の議論状況を単純化して整理し、「取扱い」「作成・利用」に関する「倫理的考察と判断」を行っている。

しかし、このような形で報告をまとめることで市民の理解や社会的合意が得られるであろうか。また適正な医科学研究を進めていくことができるだろうか。

日弁連は、いきなりヒト胚の問題に議論を矮小化させず、まず、今医科学研究の現場で何が問題となっているのかを検討すべきだと考える。また、

医科学技術の発達が余りに急で「我々の倫理的判断基準が追いついていない」(中間報告1頁)と言うのであれば、その判断基準を社会が納得して共有するためには何が必要であるのか、という視点をまず論じる必要があると思料するものである(なお、中間報告は、人胚などの研究対象を破壊し操作する行為を「取扱い・利用」と表現しており、研究対象が物であることを先取りしているが、これも世論をミスリードする恐れがあるので、ここでは括弧付きで用いることにする)。

2 患者の権利、被験者保護法の制定が優先すること

中間報告では、「本報告書は、ヒト胚の倫理的地位とその作成・利用をとともなう研究及び医療への応用の原則について述べたもので、医療制度のあり方そのものは対象とするものではない。」(中間報告6頁)と述べ、議論の範囲を狭く設定している。

しかし、かように「自制」すると、問題の焦点をずらすことになる。医科学技術の研究の可否・許容範囲は、当然日本の医療現場の状況を前提に定められるものである。生命倫理の分野での先進諸外国のように被験者保護法が制定されている訳でもなく、インフォームド・コンセントの保障が徹底されている訳でもなく、カルテ開示請求権の法制化が医師会の反対によって見送られ、また、今なお違法な実験的行為が司法によって次々と裁かれる我が国において(例えば、名古屋地裁判決で賠償の認められた愛知県がんセンターでの例、金沢地裁判決で賠償の認められた金沢大学附属病院での例、昨年報道された慈恵医科大学青戸病院の例など)、諸外国での人胚利用事実のみを根拠として、即時利用・研究が認められるものではない。

また、中間報告は、研究推進側の意見を紹介する際、現在医療現場で行われている研究自体については無批判的に前提とするかのようである。

しかし、昨年10月の前記シンポジウムに先立ち日弁連が行ったアンケート調査によれば、生殖補助医療を実施する現場においてインフォームド・コンセント等が十分には保障されておらず、胚の管理に関しても極めて不明瞭な状況にあることが明らかになっている。

したがって、実際の研究現場においていかなる手続がとられており、中間報告自身も想定する「濫用」等の防止がどのように図られているのかについて全く考察することなく、ただ現状を追認するだけの姿勢は極めて問題である。

いわば山の頂にある、人胚の「取扱い・利用」に問題を絞るのではなく、山の裾野にある、生きた生身の人間・患者を対象とした患者の権利、被験者の権利の保障状況とあるべき姿をまず検討し、その保障が十分になされ

るために何をなすべきかを議論し環境整備を行った上で、そのバリエーションとしての胚、胎児などの問題を論じるという思考過程が必要不可欠である。

3 社会的合意形成の必要性

医科学技術の急速な進展に伴い、我々がこれまで十分な議論を行ってこなかったが故に「我々の倫理的判断基準が追いついていない」(中間報告1頁)という現状が存することは否定しない。

だからこそ、我々は、倫理的判断基準の熟成、社会的合意の形成のために努力しなければならないのであり、中間報告に記された「人々が遵守すべき規範の根拠としていかなる考え方を採ることに社会が合意するか」(中間報告16頁)が重要であるという指摘、「判断は、十分な議論を尽くした上で究極的には社会が下すべきものである」(中間報告18頁)との結論、「(人クローン胚の作成、利用についての)国民的理解を得るための国民対話を行う」(中間報告34頁)との具体的手法の提案は評価されるべきである。

したがって、むすびの項目の最後に記された「この報告書は現時点では中間的なものであり、主要な相違点については複数の見解を記載している。今後、寄せられたご意見を謙虚に受け止めた上で、意見を集約し、最終的な報告書をまとめる予定である。」(中間報告42頁)との記述も上記文脈を踏まえて理解されるべきであり、決して、最終的な報告書が作成された時点で社会的合意が形成されたなどと評価されてはならない。

他方、同じむすびの項目に記された「生命倫理が人々の間で定着するまでの間、さしあたり『法』や『ガイドライン』といったルールで明示するしかない」との表現には大きな疑問がある。

医科学技術が新たな一步を踏み出すことで生命倫理上の問題を生じさせ得るとき、社会的合意が形成されるまで社会は慎重な対応をとらざるを得ない。問題を十分に社会で議論した上で社会的合意を形成し、その形成された社会的合意を法などのルールとして定めるべきであって、社会的合意が形成されていないのに「さしあたり」医科学技術を行うルールを策定するなどというのは本末転倒である。

第3 人受精胚の「利用」 - 倫理的な位置づけ、いわゆる「余剰胚」の「利用」について

1 はじめに

中間報告において具体的な課題として第1に問題とされているのは、人受精胚の倫理的な位置づけと、既に存在し廃棄される運命にある、いわゆる

「余剰胚」の利用のあり方である。

2 「胚」の定義及び倫理的位置づけについて

(1) 胚とは何か

中間報告では、「胚」の定義が多様であること、例えば、「ヒトでは受精後2～8日までの個体を示す」とされる場合もあることを指摘しながら(中間報告7頁)クローン技術規制法の定義(同法では胚を「一の細胞又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のもの」と定義したので、受精後7日目頃までを胚と捉えているように理解される)と「本報告書が取り扱うべきヒト胚は、必ずしもこれと同じではない」と述べている。しかし、その理由が具体的に説得的に記載されているとは言えない。

(2) 倫理的位置づけ

人受精胚を「人の生命の萌芽」とするしかないというのが中間報告の立場のように理解される。しかし、「人」でもなく「物」でもないとしても、受精胚は「胎児」「人」と連続的な存在であり、人為的に体外で操作することが可能になったとしても、この「連続性」が否定されるものではない。研究者の作為によってこの連続性が切断されることを理由に、人受精胚を滅失させても人間の尊厳が直接侵されることはないと言断することには疑問が残る。

少なくとも人の生命の「萌芽」とするのか、人の「始原」とするのか、多少言葉を変えるだけでも我々が抱き得るイメージに相当の変化があることに留意すべきである。

(3) 恣意的で濫用的な取扱いがなされた場合に限り、問題が生じるかのように枠組みを設定することの問題性

更に中間報告は、人受精胚の恣意的で濫用的な取扱いがなされた場合に初めて人の尊厳を侵すような事態に陥るかのように論じているが、この枠組みの設定の仕方自体が問題である。

いかに慎重に取り扱ったとしても、「胎児」「人」と連続性のある存在である人受精胚を破壊することに変わりはないのであって、(2)とも関連するが、問題の設定レベルが一段階異なっている(濫用さえなければ、人間の尊厳を侵さないかのように整理され、尊厳の侵害の基準が甘くなっている)と言わざるを得ない。

しかも、この、人の尊厳の確保と密接に関連する人受精胚の破壊が正当化される対立利益として、人々の生命、健康の価値や幸福への希求を設定し、それもが『人の尊厳』に由来する要請である」と断言してい

る（中間報告 17 頁）点は問題である。

幸福追求権は人権の中核をなすものであり、その重要性を否定するものではないが、中間報告では、人間の尊厳が憲法、国際人権規約（同規約前文は「これらの権利が人間の固有の尊厳に由来する」と明記している）上明確に位置付けられ、その確保が最も重要な要請であるという事実に対する理解が薄いように思われる。たとえばドイツ基本法の場合、およそ侵害することの許されない人間の尊厳は、制約が可能な各人権（幸福追求権を含む）とはレベルが異なり、それらの源として捉えられているのであり、中間報告のような捉え方がなされれば、何もかもが人間の尊厳に由来するものとして人間の尊厳と対等に位置づけられることになってしまうのではなからうか。

（4）いわゆる「余剰胚」の「利用」のあり方

中間報告では、既に実際に使用されている「余剰胚」の「利用」については既成事実として追認するかのようであり、その「利用」のあり方について議論するところがない。

しかし最初に述べたとおり、我が国では、「余剰胚」を生み出す生殖補助医療の現場において、インフォームド・コンセント等が十分には保障されておらず、胚の「利用」のされ方、それに伴って生じる可能性のある不利益についての説明が十分であるとは言い難い状況にあり、胚の管理がどのようになされているかも不透明である。

よって、これらの点につき改めて実態調査をなすことが不可欠であり、そのうえで再度議論すべきである。

この中間報告では、人受精胚を用いる以外に方法がない研究で、かつその研究が人々に多大の恩恵をもたらすことが期待され、その実現のためには人受精胚を用いる以外に方法がない場合には人受精胚を損なうことも人の尊厳の理念の堅持を損なうものではない、その判断は十分な議論を尽くした上で究極的には社会が下すべきものだとして述べており（中間報告 18 頁）、「余剰胚」の「利用」の妥当性が、その目的ごとに社会において議論しなければならないことを述べている。つまり、今後、個々具体的なケースにおいて判断をしなければならないということであって、中間報告においても具体的な結論が出ている訳ではないことに留意すべきである。

第 4 人受精胚の「利用」 - 研究目的での作成の可否 -

1 はじめに

「余剰胚」は生殖補助医療の実施の過程で不可避免的に生じるものであり、

廃棄が予定されているものである。

したがって、この「余剰胚」を「利用・処分する」ことにつき素朴な感情として抵抗感の薄い者もいるかもしれない。しかし、わざわざ研究目的で（最初から廃棄する予定で）受精させ、人受精胚を作成することの可否については別途議論が必要となるところである。中間報告でも議論のなされたことが紹介されている（中間報告19頁）。

2 雑駁な整理

しかし中間報告では、議論状況の詳細は記載されておらず、「検討に参加した委員の大多数の見解は、ヒト受精胚の研究目的での作成も例外的に容認され得るとするもの」であったと極めて大雑把に整理するにとどまっている（中間報告19頁）。

これでは、そもそも検討に参加した委員が何人であったのか、「大多数」とは何人を意味するのか、その後どのような議論がなされたのか、議論はかみ合ったのか等が全くわからず、今後社会において議論するための材料を提供したとは言えない。

しかも作成肯定論者の意見も簡単に紹介されてはいるが、結局それは研究成果への期待から導かれる「必要性」と現状の「追認」を超えるものではない。

いくつか列挙されている肯定意見をみても、「現在の体外受精の技術がヒト受精胚の作成を伴う多くの先人達の研究を経て確立されてきたものであり」という現状追認や、「やむを得ない場合においては・・・作成することは認められる」「難病に関する研究についても、ヒト受精胚の作成を伴わない方法によって代替できないもので、かつ、多くの人々に多大な恩恵をもたらすと考えられる場合」など、抽象的な必要性だけで例外を認めようとしていると言わざるを得ない。

これでは、およそ市民との対話の中で、市民が「なるほど」と納得するだけの説明がなされているとは言えない。

3 ES細胞樹立のための受精胚作成の否定

しかも中間報告自体、最も注目されている「胚性幹細胞の作成のために新たに受精胚を作ることは認められない」（中間報告23頁）と結論づけているのであるから、市民は、いかなる場合に受精胚を研究目的で作成することが許されるのかについて、具体的なイメージを持ち得ないと思われる。

この中間報告が、今後社会的合意を形成していくための契機となるためにも、より詳細な議論状況の紹介がなされるべきであったと思われる。

第5 特定胚の作成・利用 - 人クローン胚の作成の可否 -

1 人クローン胚の倫理的位置づけについて

中間報告では、まず、人クローン胚の倫理的な位置づけに関する考え方が整理・紹介されているが、その際「ヒト受精胚との比較において」「ヒト受精胚と同じ」であるか、「準ずる」か、「同じではなく」人受精胚に劣位するものであるかという議論の立て方をしていることには問題がある。

確かに母胎に移植すれば人になり得るという点では、人受精胚と区別できるものではない。しかし更に人クローン胚の場合、いまだかつて生まれなかったことのない、また法律で禁止されているクローン人間の前段階である人クローン胚が再生医学等の研究対象として有効なのかどうか、むしろ取り返しのつかない危険性を内包しているのではないかという視点が重要なのである。

つまり、何の是非、何を議論するために倫理的な位置づけを論じるかが常に意識されなければならない。

2 人クローン胚の作成の可否について

- (1) 中間報告(32頁)は、「人クローン胚とヒト受精胚との間に取扱いに具体的な差異をもたらすまでの倫理的な差異が認められないとする以上、その作成・利用について倫理上の検討を行うに当たっても、ヒト受精胚のそれとほぼ同じ原理に従って考えられなくてはならない。」と述べる。

しかし先に述べたように、人クローン胚の作成・利用については、人受精胚を作成・利用する場合以上に慎重に考慮されねばならない。

- (2) ところが、中間報告における「人クローン胚を利用して研究を行う必要があるのかどうか」についての議論の整理の仕方には大きな問題がある(或いは議論の仕方自体に無理があった)と言わざるを得ない(中間報告33頁)。

まず、「利用」に対する考え方について「モラトリアム論」と「容認論」という2つに分けることで足りるのか、その整理の仕方が正確なのかが疑問である。第1の見解は「現時点で行うことに」反対するという意見のように整理されているが、各委員は、皆わざわざ「現時点で行うこと」には反対すると述べたのであろうか。どうして消極論と積極論の対立にならなかったのであろうか。この辺りの議論状況については、より詳細に記載されるべきであったと思われる。

- (3) また、容認論の理由づけは、結局「再生医療においてはその恩恵は計り知れないものであるので、その作成・利用が認められるべきとする」ものであり(中間報告33頁)、再生医療への期待に尽きているように

理解される。

しかし、このような容認論は、「胚性幹細胞作成のために新たに受精胚を作ることは認められない。」との結論（中間報告23頁）との間に矛盾を生じさせるのではなからうか。

第6 公的審査機関

中間報告においても、社会的信頼を得るために「公的審査機関の設置等の関係する制度の整備」が必要であると論じており（中間報告35頁）、その提言は評価されるべきである。

しかし、当該機関の内容についてはいまだ不明確であり、社会的合意の形成に寄与する機関として何が必要なのかについて今後は十分議論すべきである。この点、日弁連人権擁護大会において採択された決議は公的管理機関についても提言しており、参考資料として末尾に添付する。

第7 最後に

これまで我が国で敬遠されてきた問題に対し議論を続け、中間報告という形で問題提起をされたことについては評価されよう。

しかし、調査会での審議経過や議論の中味、アンケート調査の結果等がすべてにわたり明らかにされていないのは透明性の見地からも改められるべきである。更に、中間報告書における整理の仕方が簡潔に過ぎるため、調査会での議論状況が理解しにくく、「委員の大多数は」という形で要約しているがため、結論をミスリードする危険が高い。少なくとも、この中間報告によって何らかの結論が決まってしまうという事態に至ってはならない。

特に、同調査会に参加した委員の多くが個人意見として、今回の中間報告書の内容及び報告書に纏め上げた経緯について多くの疑問を呈していることには留意すべきである。

例えば位田隆一委員は、「中間報告であっても、内容上および手続き上の問題を残している。」「国が以前の公式の立場を変更するには十分な議論とそれに基づく理由の開示が必要である。この点は私を含めて複数の委員からの数度に亘る指摘にもかかわらず、十分な議論はなされなかったし、また変更の合理的な理由は示されなかった。」「本報告書には・・・細部の文言や表現についても、論旨が一貫していないところなどが点在し、規範としての生命倫理の策定の役割を果たすべき専門調査会の報告書としては妥当ではない。」「無記名方式のアンケート調査が行われ、各委員の責任を明確にしないままに意見の集約が行われたことは、不適切であった。」「今回の報告書は『中間報告書』であって、パブリックコメントを実施して後に、さらに十分な時間

をかけた、審議を継続することを強く要望する。」と厳しい批判を行っているところである。

また、勝木元也委員は、「生命倫理専門調査会は総合科学技術会議に属しており、同会議では再生医療の研究推進も行っている。このように同一の行政府内で、推進とは独立に判断されるべき生命倫理の枠組みや法制化が議論されるのは、制約や無理がある。」と述べているし、更に島菌進委員は、「受精卵についてはかつての審議で許容できないとされていたものを、十分な理由も根拠づけもなしに許容できるかのような内容になっている。この方向性を導くためになされたアンケートは無記名で、極端な選択肢を並べる形になっており、しかもほとんど審議に関わってこなかった委員数名も回答者に含まれている。報告書のこの部分の記述も、十分な審議をせずに現文書作成の最終段階で急にすべり込み的に書き込まれた内容が多い。」と指摘しているところである。

日弁連は、今日まで当該問題について関心を持ち調査研究を続けてきたが、先端医科学技術の進め方次第では重大な人権侵害が生じ得るものと考え、昨年の人権擁護大会において、

患者の権利、被験者の権利を保障する法律を制定すること
人の誕生や受精卵・胚に関する先端医療・医科学研究が適正になされるよう、市民参加型の独立した行政機関を設けること、その機関は研究の意義や危険性、研究現場の実態を調査し、その情報を提供して社会的合意形成のための議論の場を設けること
を提言した。

是非末尾に添付した日弁連決議も参考資料とされた上で、調査会での議論を社会全体に公開し、社会全体がこの問題に対して関心を持てるよう特段の配慮をしつつ、慎重かつ真摯に議論を行って社会的合意の形成に寄与することを切に期待するものである。

以上